

江戸川区労働報酬等審議会
会長 横山 和子 殿

江戸川区長 斉 藤



諮 問 書

江戸川区公契約条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の案件について諮問します。

記

諮問案件	令和 7 年度労働報酬下限額の設定について
別紙のとおり、令和 7 年度労働報酬下限額を定めることについて意見を聴取します。	

【参考：江戸川区公契約条例】

(労働報酬下限額)

第二十一条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- 二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、第一項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを公告するものとする。

令和 7 年度 労働報酬下限額の設定について

1 工事請負契約

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- 一 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下、「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和 6 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の 48 職種については、令和 7 年度の江戸川区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から 100 分の 90 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和 6 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない 3 職種については、令和 6 年度の江戸川区労働報酬下限額を、過去に東京都が示した参考値に対し、他の 48 職種の上昇率を平均して算出した割合を乗じて得た額から 100 分の 90 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

イ 未熟練工（見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下、「未熟練工等」という。）

- ① 未熟練工等における令和 7 年度の江戸川区労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が令和 6 年 3 月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価額から 100 分の 70 を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

(2) 工事請負契約における令和7年度労働報酬下限額案

※以下下限額は、令和6年3月に発表した東京都における公共工事設計労務単価に基づき算出。

ア・イとも、公共工事設計労務単価が変更になった場合は、その単価を基に算出する。

ア 労働者等・一人親方

1日あたり 単位：円

	職種	労働報酬下限額		職種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	25,470	27	普通船員	26,550
02	普通作業員	22,860	28	潜水士	42,480
03	軽作業員	15,840	29	潜水連絡員	31,050
04	造園工	23,310	30	潜水送気員	30,150
05	法面工	28,440	31	山林砂防工	27,630
06	とび工	28,080	32	軌道工	48,960
07	石工	28,260	33	型わく工	27,000
08	ブロック工	26,280	34	大工	25,920
09	電工	27,090	35	左官	27,720
10	鉄筋工	27,810	36	配管工	24,300
11	鉄骨工	25,200	37	はつり工	25,740
12	塗装工	29,430	38	防水工	30,780
13	溶接工	30,420	39	板金工	29,160
14	運転手（特殊）	26,010	40	タイル工※	24,208
15	運転手（一般）	21,240	41	サッシ工	27,360
16	潜かん工	31,590	42	屋根ふき工※	17,562
17	潜かん世話役	37,440	43	内装工	28,170
18	さく岩工	32,040	44	ガラス工	26,910
19	トンネル特殊工	30,510	45	建具工	24,210
20	トンネル作業員	26,460	46	ダクト工	24,300
21	トンネル世話役	34,560	47	保温工	23,580
22	橋りょう特殊工	29,610	48	建築ブロック工※	24,975
23	橋りょう塗装工	30,240	49	設備機械工	23,760
24	橋りょう世話役	34,650	50	交通誘導警備員 A	17,100
25	土木一般世話役	27,900	51	交通誘導警備員 B	14,940
26	高級船員	32,940	※は「ア労働者等・一人親方の②」により算出		

イ 未熟練工等

労働報酬下限額	1日あたり12,320円
---------	--------------

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 江戸川区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：江戸川区公契約条例第 21 条

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

二 業務委託契約及び指定管理協定 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）第十九条第一項に規定する報酬の額

① 業務委託契約及び指定管理協定

※「穂高荘」、「塩沢江戸川荘」に関する協定（以下、「郊外施設の協定」という。）を除く

〔考え方〕

同一労働・同一賃金の考え方に基づく現年度の労働報酬下限額を基準として、給与等の決定に係る各種指標等を勘案して算出する。

② 郊外施設の協定

各施設の所在する県における最低賃金法で定められている令和 7 年度の地域別最低賃金額とする。ただし、今後、各施設の所在する県における最低賃金法に定められている最低賃金額が改定になった場合は、その額とする。

(2) 業務委託契約・指定管理協定における令和 7 年度労働報酬下限額案

労働報酬下限額	1 時間あたり 1, 3 5 0 円
---------	--------------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

令和 6 年 12 月 17 日

江戸川区長 斉 藤 猛 殿

江戸川区労働報酬等審議会

会長 横山 和子



答 申 書

令和 6 年 12 月 13 日付け、24 総用送第 394 号で諮問のあった、令和 7 年度労働報酬下限額の設定について、江戸川区公契約条例第 39 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	令和 7 年度労働報酬下限額の設定
審議結果・ 答申内容	令和 7 年度労働報酬下限額の設定は、適切であると認めます。